



フェア・ユースの歴史的展開—我が国のフェア・ユース導入のための議論の素材となるもの—

漣, 麻依子

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2018-03-25

(Date of Publication)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7241号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007241>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

フェア・ユースの歴史的展開
—我が国のフェア・ユース導入のための議論の素材となるもの—

神戸大学大学院法学研究科
専攻:理論法学専攻
指導教授:島並 良
学籍番号:148J006J
氏名:瀧 麻依子
提出年月日:平成30年1月10日

論文要旨

本稿は、フェア・ユースについての歴史研究および各国の比較研究を行い、著作権法における権利制限規定のあり方について示唆を得ることを目的とするものである。

第1章は序論とし、まず、本稿が取り扱うフェア・ユースとは何かについて示した上で、本稿の問題意識を整理した。

第2章は、フェア・ユースの発生と題し、イギリスおよびアメリカの判例を整理する。まず、世界の著作権法の祖とも評されるアン女王法について概観する。続いて、アン女王法下におけるイギリスの裁判例について整理する。というのも、フェア・ユースがアメリカに特有のものであることから、判例の整理はアメリカから始められることが多いが、アメリカのフェア・ユースの起源とされる *Folsom v. Marsh* が先例として引用したのは、イギリスの判例であったからである。公正な縮約に始まるイギリスの判例の展開について概観した上で、アメリカのフェア・ユースの起源として著名な2つの判例 *Folsom v. Marsh* と *Lawrence v. Dana* について、事件の背景も含めて詳細に分析した。

第3章では、アメリカにおいて、判例法上の法理であったフェア・ユースがどのように立法化されたかについて理解するためにその立法資料を精査した。冒頭で、20世紀初頭において、体系書の記述などをふまえ、アメリカにおいてフェア・ユースがどのように理解されていたかを整理する。それに続いて、1958年に提出されたいわゆる *Latman* 報告書を筆頭に、その後、議会や委員会においてまとめられた報告書において、フェア・ユース規定の導入に向けてどのような議論が行われ、また、条文の草案が形成されていったかを丁寧に見ていった。1976年の著作権法全面改正において107条としてフェア・ユース規定が入るまでの紆余曲折を示す。

第4章は、アメリカ以外の国に見る権利制限規定について取り上げる。対象とする国は、イギリス、カナダ、オーストラリアである。

まず取り上げるのはイギリスである。第2章で明らかにした通り、アメリカのフェア・ユースは、そもそもイギリスの裁判所において発生した公正な縮約に関する法理を先例とし、発展してきたものであった。そうした素地のあるイギリスにおいて、1911年に著作権法の全面的な改正を行った際に取り入れた権利制限規定であるフェア・ディーリングについてまず検討を行った。そして、1911年法と前後して、イギリスにおいてフェア・ユースに関する議論がどうなったかを探る。さらに、20世紀後半になってイギリス国内に現れたフェア・ユース導入を勧告する報告書等を取り上げ、その内容を整理した。続いて、20世紀になって提出された報告書を取り上げ、フェア・ユースに対する論調に変化があったことを確認した。最後に、カナダとオーストラリアを扱う。この両国において、フェア・ユースがどのように論じられているかを見ていく。カナダにおいては、権利制限の議論に大きな影響を与えた3つの最高裁判決を順に検討していく。その判決文中に見られるフェア・ユースへの言及は興味深い。また、オーストラリアでは、繰り返し提出されている報告書の中でフェア・ユースをどのようにとらえているかについて整理を行った。

第5章においては、日本の著作権法における権利制限規定の発展を概観する。まず、旧著作権法の時代にどのような権利制限規定が置かれていたか、権利制限規定についてどのように理解されていたかを、当時の立法者の手による書籍や立法資料などにもふれながら整理する。そして、昭和45年に全面改正された現行著作権法の改正時に権利制限規定についてどのような議論が行われていたか、また、特に近時において権利制限規定のあり方を問うような裁判例にもふ

れながら概観する。続いては、平成 24 年法改正に向けて行われた議論とその帰結を整理する。そして、日本版フェア・ユースの導入は、結論としては失敗に終わった。最後には、平成 29 年に文化審議会著作権分科会の報告書として取りまとめられた報告書を取り上げ、どのような視点から議論が進められたのかを概観する。

そして、第 6 章では、本稿を総括するとともに、日本の権利制限規定の今後についてありうる選択肢を示す。そして、本稿が残した課題について整理し、今後の研究課題とすることとして本稿の結びとした。